

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

保険料の免除制度があります

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

※付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

■過去2年まで遡って免除申請ができます

一定の将来期間のほか、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）まで遡って免除を申請できます。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

■「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	若年者納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の支給資格期間に...	含まれる	含まれる	含まれる (注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に...	含まれる	含まれる (注1)	含まれる (注1、2)	含まれない	含まれない

(注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります。

(平成21年4月以降の免除期間)

- ・全額免除の場合... 2分の1
- ・4分の3免除の場合... 8分の5
- ・半額免除の場合... 4分の3
- ・4分の1免除の場合... 8分の7

(注2) 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）

住民福祉課 住民係 担当：宮澤

佐井村人権擁護委員に田中豊衛氏

法務大臣より、田中豊衛さんが平成27年4月1日付けで人権擁護委員に再任され、この度、委嘱状の伝達式を行いました。任期は平成30年3月31日までの3年間です。

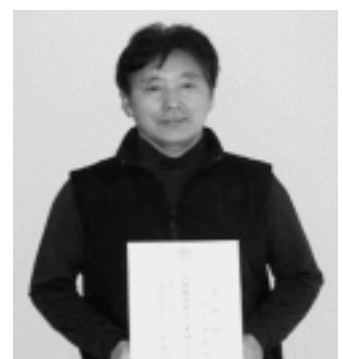
【氏名】田中 豊衛

【住所】佐井村大字長後字福浦川目100番地

【電話】38-5130

住民のみなさんが、毎日の暮らしの中で、遺産相続、土地境界のトラブル、学校でのいじめ、偏見などを受けた場合、個々の人権に対して相談パートナーとして対応しますので、お気軽にご相談ください。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：奥本



田中豊衛さん

軽自動車税（全期）、固定資産税（1期）の納期は、

6月1日(月)です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。

お気軽に住民福祉課 税務係までご相談ください。